



## 2014年の重要立法を振り返る(下)

執筆者: 中島 あずさ、野村 高志、六川 美里

昨年 12 月号に続き、2014 年に中国で公布又は施行された主な法令の内容を解説し、2015 年以降の動向について探って参ります。今月号では、「独占禁止法」、「労務」、「環境法」、「上海自由貿易試験区」、「食品安全法」関連分野などの立法を取り上げます。

### 1. 独占禁止法関連

#### (1) 事業者集中案件に係る審査の簡易化

- ① 「事業者集中簡易案件の適用基準に関する暫定規定」(商務部公告 2014 年第 12 号、2014 年 2 月 11 日公布、同年 2 月 12 日施行)
- ② 「事業者集中簡易案件申告に関する商務部独占禁止局の指導意見(試行)」(商務部 2014 年 4 月 18 日公布、施行)

中国における事業者集中(企業結合)該当性審査は、審査対象案件数が多すぎる事等の背景もあいまって、正式受理までの準備時間を含めかなりの時間を要することから、かねてより、M&A 取引の早期のクロージングを阻害する原因の 1 つとなっていました。このような状況を改善すべく、商務部は、①「事業者集中簡易案件の適用基準に関する暫定規定」(以下「暫定規定」)において、「同一の関連市場において、事業者集中に参加する全事業者の市場占有率の合計が 15%未満の場合」等の 6 つの事由に該当する事案を簡易案件とし、さらに、②「事業者集中簡易案件申告に関する商務部独占禁止局の指導意見(試行)」(以下「指導意見」)において、簡易案件の適用基準に合致する案件を自ら簡易案件として申告した場合に簡易案件として審査すること等の手

本稿は、みずほ銀行発行の Mizuho China Monthly(2015 年 2 月号)掲載原稿に一部加筆したものです。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の見解を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

続原則を初めて規定しました。

「簡易」としながら、暫定規定及び指導意見は簡易案件の審査期間を明示していませんが、簡易案件に使用される申告書書式(指導意見附属文書 1)の内容は通常案件のそれと比してかなり簡易化されていることから、審査のための提出資料(ひいてはその審査期間)も減少することが予想されること、これに加えてもし簡易案件の審査が第一段階で完了する実務が定着すれば、簡易案件制度の導入による審理迅速化の効果は自ずと表れてくるものと期待されます。もっとも、簡易案件として扱うことができない例外事由の範囲が比較的広いこと(暫定規定第 3 条)、簡易案件として申請しても、簡易案件の適用基準に適合しないと判断された場合には改めて通常の事業者集中に係る事前申告を行う必要があるため(指導意見第 7 条)、かえって時間を要する恐れがある点等には留意が必要です。

## (2) 事業者集中に係る申告要件の具体化

### 「事業者集中申告に関する指導意見(2014 年改正)」(2014 年 6 月 6 日公布、施行)

また、商務部独占禁止局が公布した「事業者集中申告に関する指導意見(2014 年改正)」では、合併以外のケースで事業者集中該当性判断に必要となる「支配権」の有無の基準や(第 3 条)、合併企業の新設に際しての申告基準(第 4 条)などが明らかにされました。これは、これまで明文がなく実際の申告時に議論になりやすかった事項のうち、実際の審査実務で採られてきた考え方を文書で明らかにしたものとと言えます。

## 2. 労務関連

### 「労務派遣暫定規定」(人力資源社会保障部令第 22 号、2014 年 1 月 24 日公布、同年 3 月 1 日施行)

2012 年末に改正された労働契約法において、労務派遣は補助的な労働力利用形式であり、臨時的、補助的、代替的な職位においてのみ利用可能であるとし、派遣従業員の雇用比率を一定割合以下に抑えるべきこと等が定められたものの、肝心の具体的な規制は不明確な部分が多かったため、より具体的な下位規範がいつ制定されどのような規定が設けられるのかについては、日系企業をはじめ、派遣従業員を多く抱える多数の現地企業の注目を集めていました。そのような中、人力資源社会保障部は、各方面から公開での意見徴収を実施した上で、「**労務派遣暫定規定**」を制定、公布しました。

(i) 本暫定規定の注目はやはり派遣従業員の雇用比率で、使用者が使用できる派遣従業員数は、全従業員数(使用者が直接労働契約を締結している従業員(以下「直接雇用従業員」と派遣従業員の人数の合計)の 10%を超過してはならないと明確にされた点です(第 4 条)<sup>1</sup>。企業は、派遣従業員の比率を 10%以下に抑えるための猶予期間として、本暫定規定の公布後 2 年間を与えられていますが(第 28 条)、派遣従業員を多く抱える企業が派遣従業員を一度に大量に解雇したり、正社員として登用したりする等して、その雇用比率を直ちに調整することは容易ではありませんので<sup>2</sup>、早急に対策を考え長期的なスパンで対応する必要があると思われます。また、(ii) 使用者が派遣従業員を使用できる「補助性のある職位」<sup>3</sup>であると称して派遣従業員を濫用的に

<sup>1</sup> 但し、外国企業の常駐代表機構及び外国金融機構の在中国代表機構等で使用できる派遣従業員の人数については、これらの制限を受けないものとされています(第 25 条)。

<sup>2</sup> 2013 年 8 月 7 日に発表されたパブリックコメント(労務派遣若干規定(意見募集稿))では、10%を超える比率の派遣従業員を派遣元に送り返すことができる旨の規定が置かれていましたが(意見募集稿第 23 条)、正式に施行された「労務派遣暫定規定」ではその規定が削除されています(第 12 条)。このことからすると、10%を超過していることは派遣元に派遣従業員を送り返すことができる事由には該当しないと考えられます(なお、派遣元に送り返すことができる事由については本文 6(iv) 参照)。

<sup>3</sup> 主要業務の職位のためにサービスを提供する非主要業務の職位を指します(第 3 条第 2 項)。

使用することを防ぐため、当該職位への派遣従業員の使用には、従業員代表大会又は従業員全体との討論を経て方案及び意見を提出し、労働組合又は従業員代表と協議して確定し、かつ、派遣先企業において公示するという手続を経なければならないことになりました(第 3 条第 3 項)<sup>4</sup>。さらに、(iii)派遣従業員が直接雇用従業員に比べて不当な扱いを受けないように、派遣従業員に対し業務・職位に関する福利待遇を提供すべきこと、派遣従業員を差別してはならないことが明確にされました(第 9 条)。特に社会保険に関しては、地域を跨って派遣された派遣従業員について使用者所在地の社会保険へ加入させるものとし、派遣元企業の支店が当該地域に所在しない場合には、使用者がその手続を代行しなければならないとしています(第 18 条、第 19 条)。なお、(iv)使用者が派遣従業員を派遣元に送り返すことができる事由については、労働契約法の定める事由に加えて、(a)労働契約法第 40 条第 3 項(使用者に客観的状況に重大な変化が生じ、かつ、協議をしても労働契約を変更できない場合)、同法第 41 条(経済性リストラ)に該当する事由がある場合、(b)使用者の破産、営業許可証の取消、閉鎖命令、(営業の)取消、期限前解散、又は経営期間満了後に再度経営を継続できない場合、(c)労務派遣契約が期間満了により終了した場合を追加していますが(本暫定規定第 12 条)、当該派遣従業員に労働契約法第 42 条が定める解雇制限事由(病気又は非労災で負傷し医療期間中である場合や、妊娠期・出産期・授乳期にある場合等)が存在する場合には、当該制限事由が消滅するまで送り返すことはできず、労務派遣期間が終了した場合であっても当該制限事由が消滅するまで労務派遣期間を延長しなければならないとされ、直接雇用従業員同様の保護を図っている点には留意を要します(本暫定規定第 13 条)。

### 3. 環境法関連

- ① 「中華人民共和国環境保護法(2014 年改正)」(全国人民代表大会常務委員会 2014 年 4 月 24 日公布、2015 年 1 月 1 日施行)
- ② 「環境資源裁判業務を全面的に強化し、生態文明建設の推進に有力な司法保障を提供することに関する最高人民法院の意見」(法発[2014]11 号、2014 年 6 月 23 日公布、施行)
- ③ 「汚染物質排出権の有償使用及び取引の試行のさらなる推進に関する指導意見」(国弁発[2014]38 号 2014 年 8 月 6 日公布、施行)

社会経済の急速な発展に伴い、PM2.5 等の大気汚染をはじめとする中国の環境問題は、近年では日本を含む周辺諸国に対しても影響を及ぼしつつあります。1989 年の施行以降、抜本的な改正のなかった現行環境保護法は、もはや現代中国の状況を反映しきれていないという各方面からの意見を受け、2 年余りの審議・修正を経て、改正後の①「中華人民共和国環境保護法」(以下「新環境保護法」)が全人代で可決され、施行されました。

従前の環境保護法が建設プロジェクトに先立つ環境影響評価など個別の手続を中心に規定していたのと大きく異なり、新環境保護法は、環境保護を基本的国策と位置づけ、環境保護業務を国民経済・社会発展計画に組み込み、各級政府に対しては各地の環境保護計画の策定と実現を求めるとともに達成状況を査定対象とし、企業に対しては環境汚染に関わる責任の強化を、国民に対しては環境保護意識の向上などを規定し、まさに国策として環境保護・汚染防止に取り組もうとする姿勢が見て取れる意欲的な内容となっています。環境保護をスローガンに終わらせないための実効性ある措置が多数規定されているのも特徴の一つで、このうち特に中国進出企業に影響を及ぼし得る点としては、(i)法令に反して汚染物質を排出し、これにより深刻な汚染をもたらし、又はその恐れがある場合、汚染物質排出設備の封印・差押えを受ける恐れがある点(第 25 条)、(ii)過料が低すぎて抑制効果がないという従来の問題を改善するため、違法に汚染物質を排出した場合の過料の額を(定額ではなく)汚染物質排出施設の運営コストや違法行為によりもたらされる所得と直接損失等の要素を勘案して事案毎に個別に設定することとし、さらに、排出

<sup>4</sup> 当該規定に違反した場合、労働主管部門により是正命令や警告が発せられるほか、使用者は、これにより派遣従業員に与えた損害の賠償責任を負担しなければなりません(第 22 条)。



行為の是正期限を過ぎても是正しない場合には、是正するまで前記の過料額が毎日発生するという経済的インパクトの大きな制裁制度に変更した点(第 59 条)、(iii)所定の排出基準を超過して汚染物質を排出した場合に生産の制限・停止の措置や営業停止・閉鎖の措置を導入した点(第 60 条)、(iv)環境評価書を提出せず、又は環境評価書の認可を得ないままに無断で建設工事を開始した場合に、建設工事の停止にとどまらず原状回復まで求められる恐れがある点(第 61 条)、(v)一定の違反行為に対し企業責任者の行政拘留制度を導入した点(第 63 条)などの制裁の強化が挙げられます。また、(vi)重点汚染物質について排出量に総量規制が導入され、排出規制指標を超過し、又は目標を達成できなかった地域においては重点汚染物質に関わる新規プロジェクトの環境アセスメント書類の審査認可を停止するとした点(第 44 条)、(vii)違反事業者リストの公開制度や環境影響報告書の作成時の公衆への説明義務及び審査段階での全文公開(国家秘密、商業秘密に関わる部分を除く)の制度など、環境関連の情報公開制度が導入された点(第 54 条～第 56 条、第 62 条)、(viii)公益訴訟主体となることのできる組織の要件が明確にされた点(第 58 条)なども注目されます。

なお、上記(viii)の環境関連の公益訴訟に関しては、最高人民法院が②「環境資源裁判業務を全面的に強化し、生態文明建設の推進に有力な司法保障を提供することに関する最高人民法院の意見」を公布し、既存の規定上は明確でない管轄法院、責任負担方法及び賠償範囲等に一定の方向性を示す内容を記載し、環境関連の民事公益訴訟の原告の訴権を充分保障するとの精神を明らかにしています。

また、汚染物質排出に総量規制がかかることにより、汚染物質排出権の有償使用や市場取引制度の創設や利用についても今後関心が高まることが予想されるところです。現時点では全国的な汚染部物質排出権取引に係る統一的な制度はなく、天津市、河北省、内モンゴル自治区等の一部の試行地域で汚染物質排出権の有償使用や市場取引が試験的に行われるにとどまっていますが、国務院弁公室が公布した③「汚染物質排出権の有償使用及び取引の試行業務のさらなる推進に関する国務院弁公室の指導意見」が試行地域における上記試みを 2017 年末までに完成させることを目標として掲げていることからすると、数年内に汚染物質排出権の取引が試験段階を脱し全国的に行われるようになる可能性もあるものと思われれます。

## 4. 上海自由貿易試験区関連

中国(上海)自由貿易試験区(以下「自由貿易区」)の成立から 1 年が経過し、2014 年は関連の細則が続々と公布されました。以下では、そのうち注目度が比較的高い規定に絞って、その名称と概要を簡単にご紹介します。

### (1) 総合的な管理条例

自由貿易区の建設にあたっての管理体制、投資の開放、貿易の利便化、金融サービス、税収管理、総合監督を全面的に規律する基本法として、「中国(上海)自由貿易試験区条例」(上海市人民代表大会常務委員会公告第 14 号)が、2014 年 7 月 25 日に公布され、同年 8 月 1 日から施行されました。特に自由貿易区の大きな特色の 1 つである外商投資に対するネガティブリスト管理モデルを採用すること、その参入に際して禁止又は一定の制限を受けるネガティブリスト掲載の業種を除き、外商投資プロジェクト及び外商投資企業の設立・変更については、従来の審査認可から届出制に変更することを明確に謳っています(第 13 条)。「中国(上海)自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2014 年改定)」(上海市人民政府公告 2014 年第 1 号、2014 年 6 月 30 日公布、施行)によれば、2014 年のネガティブリスト該当業種は、18 業種 139 項目であり、オートバイ製造や医療機関への投資など、31 の業種で投資規制の緩和が図られています。

### (2) 外貨管理規定

自由貿易区における外貨管理については、2014 年 7 月 2 日に公布、同年 8 月 1 日から施行された「中国(上海)自由貿易試験

区の建設の支持する外貨管理実施細則の印刷発行に関する国家外貨管理局上海市分局の通知(上海匯発[2014]26号)が、外商投資企業に外貨資本金の自由なタイミングでの元転(2014年12月号「2014年の重要立法を振り返る(上)」4(1)の「意愿結匯」参照)を認めた点、対外担保及び海外への担保料の送金に関する行政審査認可手続の取消、自由貿易区内の企業の国外外貨貸付金限度額の上限の緩和、海外ファイナンスリース債権の審査認可手続の取消、国内ファイナンスリース業務における外貨リース料の受取の解禁等を規定している点が注目されます。

### (3) 諸業種に係る細則

2014年1月6日に公布、施行された「中国(上海)自由貿易試験区における付加価値電信業務の更なる対外開放に関する工業情報化部、上海市人民政府の意見」は、従前外資比率が50%以下に制限されていた付加価値電信業務のうち、情報サービス業務のアプリケーションストア等の一部の業務について外資比率50%超過を認め、同年4月15日に公布、施行された「中国(上海)自由貿易試験区における外商投資電信付加価値業務経営施行管理弁法」の印刷・発行に関する工業情報化部の通知(工信部通[2014]130号)は、自由貿易区での外商投資企業の電信付加価値業務参入のための基本条件(専門人員の保有、登録資本最低限度額が100万元であること、企業の主要関係者が3年以内に電信監督管理制度に違反していないこと等)(第3条)及びそのための手続等について定めました。

また、同年4月10日に公布、施行された「上海市文化・ラジオ・映画・テレビ局等5部門が制定した『中国(上海)自由貿易試験区文化市場開放プロジェクト実施細則』の印刷・発行に関する上海市人民政府弁公庁の通知(滬府弁発[2014]18号)は、自由貿易区においてゲーム機を製造及び販売する外資企業、外商独资公演運営機構並びに外商独资娛樂施設の設立等に関する具体的な手続規定を定めています。

### (4) 全国展開の動き

こうした自由貿易区における一連の規制緩和措置が全国に拡大する動きがみられていることは昨年12月号の冒頭で述べたとおりですが、2014年12月21日、まさにそれを具体的な目的とする「中国(上海)自由貿易試験区における複製可能な改革試行地点における経験を普及させることに関する国务院の通知(国発[2014]65号)が国务院から公布されました。

同通知の施行により、2015年6月30日までに、①外商投資広告企業プロジェクトについての届出制実施、②外商投資信用調査会社、株式制外資投資性会社の設立、③外商投資企業によるゲーム機・アミューズメント設備の製造販売及び④ファイナンスリース会社による(主要業務と関連する)商業ファクタリング業務の兼業が自由貿易試験区外でも可能となるほか、⑤自由貿易区から全国16箇所の試行地域にまで拡大されていた外貨資本金の元転に係る規制緩和(「意愿結匯」)(上記(2)参照)の地域制限も撤廃されるなど、一部の外商投資分野において全国的な規制緩和が実施されることとなります。

自由貿易区については、今後も関連法規が続々と公布・施行されることが予想されますので、その利用を検討中の企業においては、新規法令の動向に引き続き注目する必要があります。

## 5. 「食品安全法」の改正動向

中国内外で大変関心が持たれている食の安全問題に関しては、2009年に制定された「食品安全法」を更に厳格化する改正作業が進行しております。2014年7月に国务院からパブリックコメント用改正草案が公表されたのに続き、同年12月には全人代から、「食品安全法(改正草案第二次審議稿)」が公表され、パブリックコメント募集がなされました。このような状況からみて、近い時

<sup>5</sup> なお、2015年1月13日に公布、施行された「中国(上海)自由貿易試験区におけるオンラインデータ処理と取引処理業務(経営類電子商務)の外資出資持分権比率制限に関する工業情報化部による通告」により、オンラインデータ処理と取引処理業務(例えばショッピングサイトの運営等)についての外資比率制限は撤廃され、同区では外資100%で上記業務ができるようになっています。

期に正式制定に至る可能性が十分あると思われます。

この最新の改正草案では、①これまで品質監督部門、工商行政管理部門、食品薬品監督管理部門に分かれていた監督管理部門を、食品薬品監督管理部門に一本化し(第 5 条)、併せて許可証制度も一本化すること(第 34 条)、②食品製造・販売企業へのトレーサビリティシステム(第 41 条)や食品安全自己審査制度の導入(第 46 条)、③飲食サービス業者の管理責任の明記(第 54 条、第 55 条)、④健康食品や乳幼児用食品への規制強化(第 70 条～第 76 条、第 101 条)、⑤輸出入食品に対する規制強化(第 6 章)、⑥ネット事業者の管理責任の明記(第 60 条)、⑦刑事・行政処罰の対象となる事由の大幅な増加と処罰の加重など(第 9 章)、注目される改正点が多く見られます。日系食品関連企業のビジネスにとっても大きな影響があると予想されます。

## 6. 終わりに

以上概観してきたとおり、2014 年なされた立法の多くは極めて実務的な内容を含むものが多く、技術的・専門的な規定が多くみられます。このことは、中国の法整備が深化・拡大している状況を反映しているように思われ、今後もこの流れが続くものとみられます。



なかしま  
中島 あずさ

西村あさひ法律事務所 北京事務所 首席代表 弁護士

[a\\_nakashima@jurists.co.jp](mailto:a_nakashima@jurists.co.jp)

早稲田大学商学部卒業。2002 年弁護士登録、2002 年～2010 年まで中国専門の日系法律事務所に勤務、2010 年 6 月より西村あさひ法律事務所に勤務。2013 年 7 月より現職。

専門は中国における M&A、外商投資、中国会社法務、労務等。主要著作に「中国『外国投資家投資商業分野管理弁法』の制定」(国際商事法務 2004 年 6 月)、「工業用地の払下に関する制度変更と外商投資企業設立への影響について」(国際商事法務 2007 年 8 月)、「ネット販売に関する商務部の新通知とその解釈、運用について」(国際商事法務 2010 年 11 月)、「中国における PE 課税(上)(下)」(Science Portal China 2013 年)など多数。



のむら たかし  
野村 高志

西村あさひ法律事務所 上海事務所 代表 弁護士

[ta\\_nomura@jurists.co.jp](mailto:ta_nomura@jurists.co.jp)

早稲田大学法学部卒業。1998 年弁護士登録。2001 年より西村総合法律事務所に勤務。2004 年より北京の対外経済貿易大学に留学。2005 年よりフレッシュフィールドズ法律事務所(上海)に勤務。4 年半の中国滞在を経て 2010 年に現事務所復帰、2014 年より現職。

専門は中国内外の M&A、契約交渉、知的財産権、訴訟・紛争、独占禁止法等。ネイティブレベルの中国語で、多国籍クロスボーダー型案件を多数手掛ける。

2012 年～2014 年 東京理科大学大学院客員教授(中国知財戦略担当)。

主要著作に「中国での M&A をいかに成功させるか」(M&A Review 2011 年 1 月)、「模倣対策マニュアル(中国編)」(JETRO 2012 年 3 月)、等多数。



ろくかわ みさと  
六川 美里

西村あさひ法律事務所 アソシエイト 弁護士

[m\\_rokukawa@jurists.co.jp](mailto:m_rokukawa@jurists.co.jp)

2007 年中央大学法学部卒業。2008 年第一東京弁護士会登録、西村あさひ法律事務所に勤務。2013 年 10 月から 2014 年 9 月までパナソニックチャイナ(上海)に出向。2014 年 10 月から 2015 年 3 月まで西村あさひ法律事務所北京オフィスにて研修予定。

専門は日本国内の M&A 及び会社法務全般等、並びに中国内外の M&A、中国現地法人の会社法務等。

当事務所の中国プラクティスは、日本と中華人民共和国間の国際取引及び中国内の法務案件に止まらず、香港・台湾・シンガポール等の中華圏やその他の国・地域に跨るクロスボーダーの国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、対日・対中投資、企業買収、契約交渉、知的財産権、コンプライアンス、独占禁止法、ファイナンス、労働、訴訟・紛争等の取引について、豊富な実務経験のある日本および中国の弁護士が中心となってリーガルサービスの提供を行っています。本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく最新の法務関連情報を発信することを目的として発行しております。

東京事務所 中国プラクティスグループ  
〒107-6029 東京都港区赤坂 1-12-32  
アーク森ビル  
Tel: 03-5562-9260 Fax: 03-5561-9711  
E-mail: [eapg@jurists.co.jp](mailto:eapg@jurists.co.jp)  
URL: <http://www.jurists.co.jp>

北京事務所  
〒100025 北京市朝陽区建国路 79 号  
華貿中心 2 号写字楼 4 層 08 号  
Tel: +86-10-8588-8600 Fax: +86-10-8588-8610  
E-mail: [info@juristoverseas.cn](mailto:info@juristoverseas.cn)

上海事務所  
〒200040 上海市静安区南京西路 1601 号  
越洋広場 38 階  
Tel: +86-21-6171-3748 Fax: +86-21-6171-3749  
E-mail: [info\\_shanghai@juristoverseas.cn](mailto:info_shanghai@juristoverseas.cn)